

令和4年9月13日

於

府中市役所

令和4年度第1回

府中市総合教育会議 会議録

府中市政策経営部政策課

令和4年度第1回府中市総合教育会議 会議録

1 開 会 令和4年9月13日(火)

午後1時30分

閉 会 午後2時25分

2 出席者

市 長 高 野 律 雄 (議長)

教育長 酒 井 泰

委 員 日 野 佳 昭

委 員 平 原 保

委 員 新 島 香

委 員 増 淵 達 夫

3 欠席委員

なし

4 教育委員会事務局出席者

文化スポーツ部長

佐 藤 直 人

文化生涯学習課長

鈴 木 正 憲

教育部長

赤 岩 直

教育部次長

矢ヶ崎 幸 夫

教育部副参事

隅 田 登志意

教育総務課長補佐

若 山 貴

指導室主幹

目 黒 昌 大

指導室統括指導主事

菅 原 尚 志

指導室統括指導主事

濱 田 昌 也

5 市長部局出席者

政策経営部長

石 橋 純 一

政策課長

大 井 孝 夫

政策課長補佐

高 橋 翔

政策課主査

斎 藤 麻 美

政策課事務職員

兵 動 早 菜

6 議事内容

- (1) 協議題1 令和5年度の政策立案に関する基本方針について
- (2) 協議題2 いじめ防止等のための対策について

7 傍聴者の数

1名

8 発言内容

○市長 それでは、只今より、令和4年度第1回府中市総合教育会議を開催させていただきます。教育長並びに教育委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただき、心より感謝を申しあげます。また、日頃より、府中市の教育にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申しあげます。

本日は、協議題1「令和5年度の政策立案に関する基本方針について」、協議題2「いじめ防止等のための対策について」の2件について、ご協議をお願いいたします。皆様に活発なご意見をいただき、教育に関して市長部局と教育委員会の連携を更に深め、本市の教育行政を一層推進していきたいと存じますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

◎規程の改正について

○市長 協議題に入ります前に、当会議の運営に関し定めている規程につきまして、事務局より1点ご説明がありますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局 資料でお配りしております「府中市総合教育会議運営規程」につきまして、事務局よりご説明させていただきます。お手元に資料をお願いいたします。

今年度の組織改正に伴い一部改正がございまして、資料の裏面になりますが、赤字部分につきまして、「政策総務部」を「政策経営部」に改めるものでございます。ご確認いただきまして、問題がなければ、この場で改正内容について決定とさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○市長 事務局から説明がありましたが、改正内容についてはこれでよろしいでしょうか。

○教育長、教育委員 異議なし

○市長 それでは、「府中市総合教育会議運営規程」の改正につきましては、この内容で決定といたします。

◎傍聴許可

○市長 続きまして、本日傍聴希望の方がお見えですので、傍聴を認めることとしてよろしいでしょうか。

○教育長、教育委員 異議なし

○市長 それでは、傍聴を認めます。

◎協議題1 令和5年度の政策立案に関する基本方針について

○市長 それでは、会議次第に沿って議事を進めてまいります。本日の協議題は、次第に記載の2件であります。

はじめに、協議題1「令和5年度の政策立案に関する基本方針」についてです。

本市では、来年度の政策立案の方向性を示した、「令和5年度の政策立案に関する基本方針」を策定いたしました。この方針に基づき、教育委員会におかれましても、来年度の施策展開についてご検討いただき、今後、予算編成に向けて方針等をご提示いただきたいと思いますと思っております。

それでは、資料1に基づき、1ページの前文を私から説明させていただきます。

令和5年度は、新たな組織体制のもとはじめた第7次府中市総合計画前期基本計画の2年目を迎え、いよいよ新庁舎おもやへの移転が予定されています。これを絶好の機会と捉え、市民サービスの向上や行政サービスのデジタル化、効率化を加速させるとともに、目指す都市像「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」の実現に向けて、各施策に全庁一丸となって、取り組んでいく必要があります。

一方で、市政を取り巻く社会情勢は不安定な状況が続いており、新型コロナウイルス感染症は、いまだに収束の見通しは立っておらず、感染症対策を徹底しながら、経済活動や社会活動を維持していかなければなりません。さらに、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に伴う世界的な資源価格の高騰に加え、円安の加速化により食料品などの値上げが進んでおり、市民生活に大きな影響を及ぼしているほか、市財政においても負担増が見込まれるなど、令和5年度も先行きが不透明な状況が続くことが予想されます。

このような状況においては、これまでの事業や業務を、効率化や必要性の観点から改めて見直し、改善を図るとともに、職員一人ひとりが前例に捉われない柔軟な発想を持ち、恐れることなく時代の変化にスピード感を持って対応することが必須となります。このことから、令和5年度は、多様化する市民ニーズに的確に対応し、新たな府中の未来を切り拓くため、市民との協働共創のもと、次の視点に立って、政策を立案することとします。

以上が、前文となります。

以下、詳細については、政策経営部長から説明いたします。

○政策経営部長 それでは、はじめに1の「持続可能な行財政運営に関する視点」につきまして、ご説明いたします。

(1)として、各施策の目指す姿の実現に向けては、行政評価の結果を踏まえた上で、事業実施の必要性や、事業目的を達成するために効果的な手法となっているかなどを考察し、将来的な見通しを持って事業を提案することとし、特に、大きな財政負担を伴う公共施設の老朽化対策等については、社会情勢等も変化していることから、十分に検証した上で実施することとしています。(2)は多様化するニーズを的確に捉え、市民目線での事業スキームを検討するとともに、市民や事業者との対話を通して新たな価値を創造する協働共創の取組

を推進することとしています。(3)は、今年度から外部人材を登用し、積極的に進めているDX(デジタル・トランスフォーメーション)を踏まえ、業務内容や業務フローの点検をし、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることとしています。(4)は、イベント事業については、目標の達成状況や実施による効果を把握し、効果的かつ効率的に行われるよう見直すとともに、令和6年度に迎える市制施行70周年を節目として、整理や統合も視野に入れた新たなイベントの在り方を検討することを示し、(5)では、常にコスト意識を持ち、コストに見合った事業となっているか点検・精査するとともに、既存事業の見直しや廃止、クラウドファンディング等の新たな手法による財源の確保に努めることとしています。また、(6)として、外部委託を初めとした民間活力の導入については、既に様々な面において推進してきておりますが、従来の取組を検証するとともに、市職員が担うべき部分と民間に任せられる部分を改めて見極め、効果的かつ効率的な運用について示しております。

続きまして、2の「時代の変化や社会情勢に対応する視点」につきまして、ご説明いたします。

はじめに(1)として、誰もが心ゆたかに暮らせる魅力あるまちであり続けるために、第7次府中市総合計画前期基本計画において、各施策に明記されているSDGsのゴールを意識し、多様な視点と広い視野を持って施策に取り組むことを示し、(2)で、ゼロカーボンシティの実現に向け、環境へ配慮した取組を推進することとしています。(3)は、児童発達支援センターの整備、不登校対策、少子化への対応などを着実に進めることにより、未来を担う子どもたちの健やかな成長を守るなど、子育てしやすいまち、子育てしたいまちの実現に向けて取組を進めることとしています。(4)は、外部アドバイザーの知見をいかし、更なる女性活躍の推進に努め、(5)では、危機管理対策の強化を図るとともに、自助・共助の取組を推進し、災害に強いまちづくりを一層進めることを示し、(6)は、市制施行70周年に向け、本市の魅力を最大限にいかすことができるよう、関連事業の実施について検討を行うこととしています。(7)では、新型コロナウイルス感染症は、予断を許さない状況であるため、引き続き感染対策の徹底に努めるとともに、感染拡大の状況に留意しながら事業を進めることとし、また、原油高・物価高騰による影響を踏まえ、地域経済活動や市民生活を支える施策を検討することとしています。最後に、(8)では、職員一人ひとりが、日々の業務において常に課題意識を持ち、積極的に企画提案を行うとともに、各職場においては課題の解決に向けて、管理職を中心に皆で考える姿勢を持って対応することとし、とりわけ、新庁舎おもやへの移転については、環境の変化を好機と捉え、業務のデジタル化や効率化について、変化を恐れることなく積極的にチャレンジすることとしております。

以上の視点に基づき、現在、各部において来年度の部の運営方針を作成し、新たな事業展開等について検討を進めていただいております。10月には、各部から、部の運営方針をご説明いただき、課題を共有するとともに、来年度の方向性について確認をする場を設け、予算編成へとつなげてまいります。説明は以上でございます。

○市長 それでは、教育委員の皆さんから来年度の政策立案や今後の予算編成に向けて、ご意見などございましたらお願いいたします。

○日野委員 評価・点検し、その結果をどのように実現するかが大切です。行財政運営に関する視点にはその点がよく盛り込まれており、各部署横断的な行政運営を期待します。

また、時代の変化や社会情勢に対応する視点について申し上げます。昨今の円安、物価高は格差社会の拡大につながり、子どもの貧困問題にも大きく影響しています。また、障害のある子どもたちへの個別、適正な配慮も各施策の中で反映していただきたいと考えます。

○市長 ありがとうございます。ご指摘のように各部署横断的な視点をもって、行政が行わなければならないこと、これは以前から私も十分に承知をしているところであり、横断的な視点を持つ部署をそれぞれ設置してきております。

また、今の物価高、資源の高騰、また急激な円安によって子どもたちの貧困と言われるような状況もあると言われておりました、格差社会が、より大きくなっているのではないかとというご指摘もあります。現在開会中の本年第3回市議会定例会に、補正予算を上程させていただき、物価高騰に対する支援を行うようにしておりますけれども、来年度までこの状況が続くことを認識したうえで、しっかりとした予算措置を行えるよう、これから工夫をしていきたいと思っております。

それから、障害を持ったお子さんへの対応については昨年度法改正などもありましたので、市としても、市立保育所で医療的ケア児の対応について、来年度から受入れを始めることにしております。そういったことにつきまして、具体的に携わりながら、全ての子どもたちが府中のまちで健やかに成長できるように体制を整えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

○平原委員 日頃より、府中市の学校教育推進に、ご高配を賜りありがとうございます。教育環境を整備していただくことにより、現在、府中市の小・中学校の先生方はICTを活用した授業づくりに積極的に取り組んでいます。こうした授業づくりを通して、子どもたちにデジタル化が進む新しい時代に求められる資質・能力を身に付ける学びが保障されつつあります。

令和5年度の政策立案に関する基本方針には、「2 時代の変化や社会情勢に対応する視点」があります。その中に「(3) 未来を担う子どもたちの健やかな成長を守る」取組があり、ここには、不登校対策、少子化への対応などの教育課題が例示されています。不登校対策については、各学校における取組や努力が基本ですが、不登校の背景や原因は、ケースごとに異なり複雑・多様です。学校だけでは対応しきれないケースも多々あります。本基本方針に掲げていただくことにより、教育と福祉の連携・協力がさらに強まり、学校を支援していただき、不登校対策が着実に進んでいくことを切望しています。

また、第7次府中市総合計画の基本目標3として「多様性を認め合い 人と文化が磨かれるまち」が掲げられ、基本施策「学校教育の充実」があります。コロナ感染対策の徹底、資

源価格の高騰など、喫緊の課題への対応が求められる中ですが、ぜひ「未来を担う子どもたちの健やかな成長を守る」ために、よろしくお願いいたします。

○市長 ありがとうございます。少子化、これは以前からずっと課題として社会で叫ばれていることで、これからの対応というのは非常に大事なものと認識をしてくれているところですが、現在、コロナ禍においては、さらに少子化の傾向が強まっていると危機感を持っております。そして、そういった中であっても不登校に陥るお子さんがいらっしゃって、対策につきましても、特例校なども視野に入れながら、教育委員会の方でも様々な議論をお願いしておりますけれども、市長部局といたしましても、不登校対策は着実に進んでいくようにしっかりと取組を進めていきたいと思っております。

また、コロナ対策の徹底は本当にいつ終わるとも言えませんし、これからの季節はインフルエンザとコロナと両方に立ち向かうという状況が生まれそうであります。そして、資源価格の高騰など本当に幅広く考えていかなければいけないことが非常にたくさんあります。今年度からスタートしました、第7次府中市総合計画の中でも、目指す都市像、「未来を拓く」という言葉を入れさせていただいておりますが、まさに未来を担う子どもたちの健やかな成長をしっかりと守っていくことが組み込まれておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

○新島委員 府中において、目指す都市像「きずなを紡ぎ 未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」はこれまでも十分に果たされてきたことと感じます。しかし、感染症により家族単位の絆の深まりは感じますが、他者とのつながりは少し薄れ離れてしまったように感じます。経済は落ち込み、生活に不安を感じる中、相談できる相手もおらず孤独を感じている方や家庭が、少なからずあるのではと思います。市の財政も厳しい状況が想像されますが、日々の業務の効率化とスリム化を図りつつ市民にとっては利便性が上がるように、そして老朽化対策や様々なイベントでは、期待する目的・目標へ向け、これまで実績がないようなことも、既成概念に捕らわれず将来を担う若い方々のフレッシュな意見を取り込み、限られた予算で最大限効果を生み出せるような新たな試みを、これまでの経験と新たな発想・アイデア、そして新たな力であるICT等の活用により実現できることを期待します。

また、資料1の最終行にある「変化を恐れることなく積極的にチャレンジすること」についてですが、地方に行って地域の直売所などに入ると、その地域のエネルギーを感じます。変化を恐れず若い力と発想力を大切に活用している地域には、将来への希望を感じますし、きっと若者もそこでの生活を楽しんでいるのだろうと想像できます。府中においても、人という資源が無限に育つような柔軟な教育と、市民一人ひとりが日々心地よく、人とのつながりを感じながら生活できるまちへと常に発展を遂げられれば、自然と子育てしやすいまち、子育てしたいまちの実現につながるのではないかと思います。

先行き不透明な様子はまだまだ続きそうですが、誰にでも分かりやすく、市民が一丸となれるような政策を立案していただければと思います。

○市長 本当に閉塞感漂うそんな社会が数年続いていると思います。一番大きな要因は、新型コロナウイルス、この感染拡大が止まらないということ、そしてそれに拍車をかけるかのように、平和は脅かされる、そういった世界の情勢に伴ってか、物価高、それらが次々と重なってきている社会だと思います。ですので、市といたしましては、市民の皆さんから新しいご意見や、それからいろんな発想をお寄せいただいて、前例踏襲ではなく、形骸化したものはできるだけ排除して、新しいことにフレッシュな気持ちでみんなが取り組めるような、そういった窓口なども新たに創設して、協働で事業を実施していきたいと思っています。

何より子どもを産み・育てる、育てて楽しいまちであるということは、夢を持って、その夢が実現できる、そういったことを感じるまちであると思いますので、これは一朝一夕にできるものではないと思いますけれども、しかし、今までのこの府中のまちを作ってきた、あるいは府中が持っている財産をしっかりと生かしていくことで、そういうことにもつながっていくと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

○増淵委員 令和5年度の政策立案に関する基本方針を読ませていただいて、基本的にはこの通りだなと思いながら読ませていただきました。

その上で、教育の観点に立って少し感じたことをお話させていただきたいと思いますけれども、この文章の中の前文の最後のところや、1の(1)のところの「市民との協働共創」ということですか、「市民の目線」での事業スキームという言葉がありました。この「市民」の中には、将来の市の担い手でもある児童・生徒も含まれると考えていますけれども、現実的にはなかなか子どもたちが意見表明をする機会が少ないのではないかと考えています。

選挙権年齢ですとか、成年年齢が引き下げられたことによって、子どもたちの社会への認識、社会参画、そういったことが非常に問われていて、今年度新設されて始まりました、高等学校の必修科目「公共」という科目がありますが、この科目のキーワードは学ぶことと社会との関わり、それからよりよい社会の形成に向けた参画、それから主体性といったことがキーワードになっていると私は理解しています。

子どもたちが最も身近な地域のことを主体的に学び、意見交換など行いながら考えを深めることができるのは、この義務教育の段階までではないかと思っています。高校になりますと自分の居住と離れる場合も多くなりますので、義務教育までの段階でどこまでこの府中を様々な形で理解をし、課題認識を持てるのかというところが大きいと思っています。政治的教養を育成するためには、児童・生徒の発達段階に応じた市政の参画の機会、この拡大について具体的に検討していく必要があると思っています。

例えばですけれども、児童・生徒が自ら府中市の取組や課題を理解できるように、ホームページ等で子どもたち向けの対応が何かできないかと思っています。キッズページなどのようなものが創設されるといいなと個人的には思いました。それから、子どもたちが現在、それから将来の府中市の課題解決に向けた提言をまとめ、発表するなどの取組を通して、関係の方から評価を受けるようなことができればよいのではと考えていました。将来の府中市の

担い手を育成するために、どういったことができるのか、市長部局と教育委員会と連携しながら、取り組めるといいなと思っています。以上です。

○市長 ありがとうございます。直接的な回答になるかわからないのですが、先日、増渕委員からご指摘をいただいたような経験をさせていただきました。それは、府中第五中学校のエリアの青少年対策地区委員会の5地区サミットという、第五中学校の生徒と、明星中学校の生徒、そして新町小、六小の児童が集まりまして、府中の未来についてワークショップ形式で意見を出し合う場があり、そこに私もお招きいただいて、皆さんの発表を聞いたり、それから私の方からも少し感想述べさせていただいて、非常に有意義な時間を過ごしました。子どもたちが積極的にまちのことを考え、未来に対する自分なりの意見を発表し、それを踏まえてこれから市はどうなるのかというところを問われる場面もございました。これは一つの例ですが、やはり子どもたちの意見を聞く場、あるいは話し合いをする場を市長部局と教育委員会が連携することによって、さらに作り出せるのではないかと、今、増渕委員の意見を聞きながら、私の自分の経験を踏まえて考えました。他の地区では行っておらず、また、この2年間はできなかったそうですけれども、このような取組が広がるといいなと思います。

それから、ホームページのキッズページなどについては、子どもたちの意見を聞くことは非常に大事なことでありますし、ICT教育で主体的に、インスタグラムなど様々なツールを用いながら、自ら考える子どもたちの意見を聞くことは大切なため、今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。では、教育長からもお願いいたします。

○教育長 基本方針として示されました、持続可能な行財政運営に関する視点を大切にしたい取組ということは、学校教育においても大切にしなければならないものだと思います。

児童・生徒や保護者、そして地域社会の学校教育に対する批判やニーズを的確にとらえ、教育活動に柔軟に反映させていくために、各学校で行っております学校評価を有効に活用すること、そして、コミュニティスクールなど、地域の声を、学校経営に生かす取組の推進などにも力を入れていく必要があると思っております。

また、時代の変化や社会情勢に対する視点を大切にしたい取組について、特にゼロカーボンシティの実現に向けた取組の充実が児童・生徒にとっても、自分の身の回りの環境を考えるととても良い機会となるばかりか、SDGsなど、地球規模の環境問題について、発展させることができるものであり、学校教育でも必ず取り組む必要のある課題であると思っております。

特にこの種の問題については、将来の府中市を担うことになり、児童・生徒の考えや意見等を把握し、反映できる機会を設定することが大切だと考えています。また、不登校やいじめ問題への対応の充実、児童・生徒が安心して豊かな学校生活を送るうえでの課題についても、学校及び関係機関等との連携を強化して取り組む必要があると思っております。

最後になりますが、教育委員会といたしましては、今回お示しいただきました、基本方針を踏まえながら、今後も良好な教育環境、教育条件を確保して、全ての府中市立学校の教育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後とも市長部局からもご協力を賜りたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上です。

○市長 ありがとうございます。皆さんからご意見いただきまして、今後、教育委員会の中で調整をしていただきまして、予算編成に向けた方針等をまとめ、ご提示いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議題1「令和5年度の政策立案に関する基本方針について」につきましては、以上とさせていただきます。

◎協議題2 いじめ防止等のための対策について

○市長 続きまして、協議題2「いじめ防止等のための対策について」です。はじめに、教育部副参事から説明をお願いいたします。

○教育部副参事 いじめ防止等のための対策について、資料に基づきご説明いたします。

はじめに市立小中学校におけるいじめの状況等についてですが、いじめの認知件数につきましては、現在公表することができる、令和2年度の調査結果を基に報告します。

令和2年度はいじめを認知した件数は、小学校で201件、中学校で62件でした。学年別の内訳は、小学校では1年生で50件、2年生で29件、3年生で33件、4年生で24件、5年生で31件、6年生34件でした。中学校では、1年生で31件、2年生で23件、3年生で8件でした。小中学校ともに1年生が最も多い状況です。

続いて、いじめの発見のきっかけですが、学校の教職員等が発見したのが小学校で73件、中学校39件でした。本人や保護者からの訴えなど、学校の教職員以外からの情報により発見したものが、小学校で128件、中学校で23件でした。

いじめの様態については、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句などの嫌なことを言われる」が、小中学校共に最も多く、小学校で143件、中学校で48件でした。

次いで、小学校では、「仲間はずれや集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が多い状況です。また、中学校では、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が多い状況です。

続いて、いじめの未然防止と早期発見の強化に向けた対応について、いじめ対応の流れは、未然防止、早期発見、早期対応、早期解決の4つのフェーズがあります。この4つのフェーズのうち、様々な教育活動を通じて、児童・生徒の自尊感情や規範意識を高めるなど、いじめを生まない学校づくりを進め、未然防止に努めることが大切であると考えています。

また、先に説明しましたいじめの発見のきっかけは、小学校において学校の教職員等による発見よりも、本人・保護者からの訴えによりいじめを認知する件数が多い状況がわかりました。このことは、学校の教職員等による発見が少ないと捉えることもできますが、いじめの対応においては、教職員、保護者に関わらず、事例を早期に発見し、早期に対応し、早期に解決することが望まれます。

しかしながら、本人・保護者からの訴えの中には、いじめられていることを大人にすぐに相談できず、耐えられなくなってから相談し発覚する例もございます。児童・生徒には遠慮することなく、保護者や教職員など身近な大人にSOSを出すことの大切さを教えることも

に、児童・生徒が相談しやすい環境づくりを進めることが大切です。また、中には自分の思いを表現することが苦手な子どもがいることから、教職員がさりげないコミュニケーションや観察などを通し、児童・生徒の様子から、初期段階のいじめを素早く認知することが大切だと考えています。なお、資料の下の4つの取組は、未然防止、早期発見のために、年度当初に各学校へ示したものです。

最後のいじめ防止対策推進法に基づくいじめ対応の充実についてですが、本市の学校でいじめの重大事態が発生した場合、いじめ防止対策推進法に基づき、資料にある三つの組織により、重層的な責任体制を構築するものです。

本市において、万一、いじめの重大事態が発生した場合は、学校又は教育委員会が組織的に事実解明のための調査を行い、市長へ報告します。学校又は教育委員会の重大事態の調査が不十分である場合、市長が再調査を実施するものです。今後、市長部局と教育委員会とで、この重層的な体制の構築を進めていこうと考えております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○市長 説明が終わりました。それでは教育委員の皆さんからご意見をお寄せいただきたいと思っております。

○日野委員 いじめの未然防止と早期発見の強化に向けた対応について意見いたします。

いじめは子どもたちの精神的影響が大きく、将来にわたってトラウマになることもあります。また、不登校、自殺の原因の一つとなっています。この問題は大きな問題であり、子どもたちが自ら考え、解決するために、定期的に道徳授業に組み込む必要もあると考えております。

○市長 道徳授業など、必要に応じ、必ず定期的に取り組むべきと思っておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

他にいかがでしょうか。

○平原委員 今回のいじめ防止等の対策のための対策の資料や説明からは、いじめ防止等の対策を一部見直して、一層推進するための方策を提言していると感じています。

本対策を有効活用して、学校教職員がいじめ防止対策推進を促進して、子どもたちを守り、子どもたちが安全に安心して学校生活を過ごし、主体的に学んでいけることを願っています。

ところで、平成25年にいじめ防止対策推進法が制定されてから、9年間という一定の年月が過ぎて、法律に基づいた諸対応が定着しつつある一方で、保護者への基本方針の周知や教職員が重大事態を法的な視点から捉える意識が、薄れている時期だとも感じています。

今回の資料2の中の重大事態の調査については、法の14条3項の規定が記されています。この他に例えば資料2の2の中の未然防止や早期発見の強化に向けた対応についても、4つのフェーズの説明がありましたが、例えば③早期対応については、法的な視点から見ると、法22条の学校組織の設置という規定が、組織的な対応という言葉の裏にあると思えます。また、23条にはいじめに対する措置が規定されておりますが、3項には被害児童、それから加害児童への対応も記されています。そして、4項には被害を受けた子どもが安心し

て学べることを保障していく内容が規定されています。このように、教職員が具体的な取組を、いじめ防止対策法の視点から見たときに、どうなっているのかという意識をもう一度ここで持つことが重要だと思います。法的な思考と教育的な視点の複眼的な視点からみて対応していくということが、さらに功を奏していくのではないかと感じています。

そのためには、例えば法律の専門家でスクールロイヤーなどを務めて学校教育にも精通している弁護士の方を講師に招いて、教職員に対し、いじめについての法的な視点について学べる研修会を実施するなど、いじめ防止対策推進法が10年目を迎えますが、もう一度教育的、法的という複眼的に対応していくことが重要だと考えております。以上です。

○市長 滋賀県でのいじめの事件がありまして、様々な世論が寄せられて、そしていじめ対策推進法が制定されてまもなく10年となりますが、この2、3年はコロナ対策に時間を要し、そのような中でも子どもたちの間でいじめが全くないということも考えられないため、現況も把握していくべきと考え、やはり今、平原委員からお話があったように、複眼的な視点で、そしてこういうときだからこそ、改めて専門家、スクールロイヤーと具体的な提示もありましたけれども、研修を受けるなど、もう1回原点に立ち返って、日頃の生活をしっかり見つめ直していくことが、教員の方にもそうですし、特に総合教育会議が設置されたのも、元々はいじめが全国的な大きな社会問題と認識されたための設置でもありますから、ぜひ今後とも共に研鑽を積んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

○新島委員 最初の説明にもありましたけれども、いじめ発見のきっかけについて、小学生では担任やそれ以外の教職員、そして保護者という、大人の目により発見されていることが多いということが見て取れます。また、周囲の大人が気づき、小さな芽のうちにいじめ対策をしていくことが大事だと改めて感じています。また、中学生では定期的に行われているアンケートへの記載や、本人からの訴えから発見されているパターンが多いようで、自ら声を上げられる状況があるということがとても大事だなと思っています。

たまたま先日中学校に行ったときに、関わっているお子さんからちょっとお話がありますと言われて、「ちょっとつらいことがあるんです」と話をしてくれた子がいました。私は教員でもないですが、近くにいる大人に相談できる環境があるということが、ものすごく大事なことだと感じた次第です。

保護者としては、毎日元気に子どもたちが学校に通ってくれて、元気に帰ってきてくれることが何より一番幸せなことだと思いますので、笑顔が消えないように、起きてからの対応ではすごく大変になってしまうため、起きる前の事前の対応を今まで以上に、これからもやらなければいけないと感じていますので、みんなで力を出していきたいと思っております。以上です。

○市長 学校で、教職員の皆さんが気づく、それから、周りの子どもたちが気付いて、それを報告する、そういうことが一番発見には早い方法なのかもしれませんが、本人が声をあげる、ご提示いただいた例では、新島委員の方に相談があったようでございますけれども、これもまたなかなか勇気がいることだろうと思っております。したがって、新島委員をはじめ

教育委員の皆さんはもちろんですが、地域のPTAの皆さんや、あるいはそれぞれの町会の方などが学校・家庭と連携して、何か気づいたときに伝えられたり、あるいは相談を受けやすいような地域づくりをしていくことが大事だと思いますので、市長部局といたしましても、学校任せや、あるいは家庭任せが一番いけないことのため、今後とも連携していければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○増淵委員 私はこのいじめ防止対策については非常に危機感を持っていて、いつかこの場でこのように議論ができるといいなと思っていました。

この資料の2ですけれども、いじめの状況については毎年度、文部科学省の問題行動調査で明らかになっていますが、府中市としての特徴の分析がもう少し必要ではないかと思っています。

それでこの3のところのいじめ防止対策推進法に基づく対応ということですが、いじめ防止対策推進法は全部で34条ほどあり、その特徴の一つは徹底していじめの被害者の立場に立っていじめを捉えるというその定義が非常に大きな意味があると思っています。一方、この定義では被害者の主観に基づくものになりますので、客観的な観点からはなかなか難しいところがあり、それによる意見の食い違いですとか、トラブルもないわけでありません。

そのため、いじめ防止対策推進に規定されるいじめはどう定義されているのかということ子どもたちはもちろんですが、保護者、地域の方々、皆さんが正しく理解をすることがとても重要なことではないかと思っています。この定義に基づく、昔のようにいじめっ子、いじめられっ子という構造はなく、誰もがいじめられる可能性があるし、誰もがいじめられる可能性がある、そういった意味では、どの学級にもどの学校にもいじめがあるという認識をきちんと持つ必要があるということが一つです。

また、このいじめ防止対策推進法の大きな特徴の二つ目が、社会総がかりでいじめに対峙するということの具体的な意味が明記されていると私は理解しています。具体的には、担任任せにしないで学校できちんと組織を作っていじめについて対応することです。それから、学校は、いじめと思われる事態があった場合には教育委員会に報告すること、重大事態になったときには、学校は教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告をすること、地方公共団体の長は必要があればその報告内容について再調査ができ、再調査の結果を議会に報告すること、という仕組みを明記したものがいじめ防止対策推進法の基本的な構造だと認識しています。そのため、それを確実にやっていくことが、市として、もしくは市の教育委員会として行うべき責務であると考えています。

このような観点で府中市においても、府中市いじめ防止基本方針を策定して、基本的な要素は取り入れられていると思いますが、法律ができて10年近くたち、その中で果たして今の府中市の方針がいじめ防止対策推進法の趣旨と合っているのか、実態に合っているのかということは改めて見直していく必要があると思います。私の個人的な理解としては、特に重大事態になったときの教育委員会それから市長部局、議会その関わりの具体的な対応について、さらに充実させていく必要があるという課題意識を持っています。いじめについては

どの学校でもどの子どもたちにも起こる可能性があるため、的確に対応してきちんと解決していくための取組を全体挙げて進めていく必要があると考えています。以上です。

○市長 ありがとうございます。今日のこの資料の中に、それぞれの認知した件数が出てまして、これまでも定期的に報告は受けていますが、この数字の中にある一つ一つの背景の分析を怠ってはいけないということと、それから、法律にしても市の基本方針にしても、先ほど平原委員からもございましたけれども、やはり定めるとそれが大きく間違っているものでない限りそのままにして改めて見直そうとせず形骸化してしまう可能性があります。いじめは人間社会の実態ですから、いつでも起こりうるという認識のもとで、しっかりとアンテナを立てて見張っていかなければならないと思いますし、重大事態も含めて、いかに早く一歩動き出すかが大事だと思います。先ほど政策立案の基本方針でも申しあげているように、やはり変化を恐れなくて、前はこうだったから今回もこれでというのは重大事態に陥る可能性が高くなるため、その視点を忘れずに行いたいと思います。ありがとうございます。

○教育長 いじめのことについてですが、自分が校長をしていたときの経験も踏まえたと、小学校であろうが中学校であろうが、保護者の方が学校に入学させるに当たって一番心配することは、友達ができるかなとか、楽しい学校生活かな、そしてその背景にあるのはやはりいじめられないかなとか、いじめに遭わないかな、苦しまないかなというのが、今も昔も変わらないのではないかなと思っています。

もちろん理想はいじめがないことですが、先ほど各委員からもお話があったように、残念ながら人間社会の中でいじめはなくなならないという状況を踏まえたときに、やっぱり学校は、どうぞ安心してください、いじめはなくなならないかもしれないけれども、いち早く把握して、そして徹底的に解決します、そして守り通しますということを、前面に出し、そして、それの裏付けとなる行動を示さなければなりません。口だけでいじめは許しませんというのではなく、きちんとした対応をしっかり組織を挙げてやるのが大切だと思っています。先生方に勇気を持って言った、保護者や大人に勇気を持って「つらいんです」と言ったら、それがちゃんと解決に向けて、大人ならすぐ連携して、すぐさま動いてくれる、そういった姿勢を見せる組織でありたいなと思っています。

それを私ども教育委員会が学校を支える一番大切な、基準にしていきたいと思っております。その中で残念なことですが、万が一、重大事態が発生したときのために、資料のように体制を構築し、具体的な検討を行う場を組織する必要があると思いますので、今年度中に何とか目途をつけて、一歩前に進めていき、それが子どもたちや保護者の方を安心させることにつながるのではないかと考えております。長くなりましたが以上です。

○市長 ご意見どうもありがとうございました。私としてもこの総合教育会議の中で、いじめ防止のための意見交換ができたことは、非常に意義があることだと思っております。

いじめで悲しんだり苦しんだりする子が一人でも減ること、そして、いじめに遭ってしまった子どもがいた場合には、早期に対応し、解決していくことが何より大切だと思っています。そして、冒頭、副参事から重大事態が発生した場合の体制について説明があり、委員の

皆様からも意見を頂戴したように、体制をきちんと整備しつつも、重大事態が発生しないよう、市長部局といたしましても、教育委員会と連携して丁寧に対応していきたいと思えます。

◎その他

○市長 それでは最後に、次第の「2 その他」といたしまして本日の協議題のほかに、何かお気づきの点がございましたらお願いいたします。

○日野委員 医療的ケア児について意見させてください。

この法律のとらえ方は、自治体によって異なり、その対応の差となっているそうです。府中市でも来年度から、保育所、学校において受け入れが始まりますが、規模は小さく、近隣と比べ、遅れていると言わざるを得ません。府中市は他の自治体と比べ多くの医療的ケア児を抱えております。障害児に対応する社会的資源も豊富です。医ケア児のモデル自治体となるべき立場にあると思えます。医療的ケア児に関するニーズのアンケート調査では30%以上の保護者から入所、入学の希望が寄せられ、具体的な要望は詳細で、切迫しております。

ぜひ、市長さんの英断を要望します。

○市長 先ほどの政策立案に関するご意見のときにも少し触れさせていただきましたが、府中市では来年度から市立保育所における医療的ケア児の受け入れをスタートさせ、そのための事前相談の実施を始めたところでございます。これは対象年齢、それから受入人数については、まだまだご指摘の通りの大枠でございますけれども、これを一つのスタートをですね、させていくことによってより幅広く、保護者の方や本人たちの意見を聞きながら、充実させた事業にしていかなければならないというふうに思っておりますので、現在はある程度絞られた形になっておりますけれども、これから皆さんのご意見をいただきながら充実させていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

○市長 はい、他には無いようですので、以上で本日の協議題は全て終了とさせていただきます。最後に事務局から連絡がありましたらお願いします。

○事務局 次回の会議の日程ですが、12月頃を予定しています。また近くなりましたら調整のご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○市長 本日の開催につきましては、大変ご多忙のところお時間をいただきまして、また熱心にご協議いただきまして、ありがとうございます。以上をもちまして、令和4年度第1回府中市総合教育会議を終了させていただきます。ありがとうございます。

以 上